

武庫川上流流域下水道の建設に伴う周辺環境整備事業における
浄化槽改築事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか、武庫川上流流域下水道の建設に伴う周辺環境整備事業における浄化槽改築事業にかかる助成金の交付等に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この助成金は、昭和60年1月31日付下第547号兵庫県土木部長通知「生野地区下水道整備工事の施行について」により周辺環境整備事業で浄化槽整備となった家屋の浄化槽について、施設の改築にかかる費用の一部に対し助成金を交付することにより、施設の維持・保全を図ることを目的とする。

(助成対象となる施設)

第3条 助成対象となる施設は、昭和60年1月31日付下第547号「生野地区下水道整備工事の施行について」により施行対象となった家屋の12戸の浄化槽とする。なお、本要綱に基づいて助成した家屋については、周辺環境整備事業における下水道整備の対象外とする。

2 助成の対象となる範囲は以下のとおりとする。

- (1) 浄化槽本体及び同設置費 一式
- (2) ブロアー及び同設置費 一式
- (3) 電気工事（浄化槽ブロアー用） 一式
- (4) 浄化槽改築に伴う排水設備の切替工事 一式
- (5) 掘削部分の原復旧費 一式

ただし、工事影響部以外の費用、その他樹木、生垣、門、柵、塀などは含まない

(助成金の交付)

第4条 市長は、前条の浄化槽を改築する場合、その費用の一部について予算の範囲内で助成金を交付する。

2 助成金の交付は、助成対象となる施設につき1回限りとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、第3条第2項に規定する助成の対象となる施設の改築に要した費用のうち、神戸市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付額を控除した額とする。

2 助成金の額は、補助金と合わせて上限300万円とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、浄化槽の改築前に、様式第1号による浄化槽改築事業助成金交付申請書(以下「申請書」という。)に次に掲げる図書を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 審査期間を経過した浄化槽法に基づく浄化槽設置届出書の写し又は建築基準法に基づく建築確認通知書(建築設備の変更届を含む)の写し

(2) 「補助金交付要綱」第8条第2項に規定している浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書の写し

(3) 工事費内訳書(見積書)

2 助成金の交付を受けようとする者は、あらかじめ「補助金交付要綱」に基づく補助金交付申請を行うものとする。

3 助成金の交付を受けようとする者は、原則として当該年度の4月1日から12月28日までに前項の助成交付申請を行わなければならない。

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査して、助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金を交付することを決定した者に対しては、様式第2号による浄化槽改築事業助成金交付決定通知書により通知し、交付しないことを決定した者に対しては、様式第3号による浄化槽改築事業助成金不交付決定通知書により、理由を付して通知するものとする。

(変更承認申請等)

第8条 前条第2項の規定により助成金交付の決定通知を受けた者(以下「助成対象者」という。)は、申請書を変更しようとするとき又は浄化槽の改築を中止しようとするときは、様式第4号による浄化槽改築事業変更承認申請書に、「補助金交付要綱」第9条第2項に規定している浄化槽設置整備事業変更承認通知書の写しを添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の変更承認申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、承認することを決定した者に対しては様式第5号による浄化槽改築事業変更承認通知書により、承認しないことを決定した者に対しては様式第6号による浄化槽改築事業変更不承認通知書により、それぞれ通知するものとする。

3 助成対象者は、浄化槽の改築が申請書に記載された予定の期間内に完了しないとき又は浄化槽の改築の遂行が困難となったときは、直ちに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 助成対象者は、浄化槽の改築が完了した日の翌日から起算して1箇月を経過した日又は助成金の交付が決定された日の属する会計年度の末日いずれか早い日までに、様式第7号による浄化槽改築事業実績報告書(以下「実績報告書」という。)に次に掲げる図書を添えて、市長に提

出しなければならない。

- (1) 様式第 8 号による浄化槽適正工事証明書
- (2) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (3) 改築事業の施行に係る領収書又は請求書の写し
- (4) 工事費内訳書（実績書）
- (5) 浄化槽設置チェックリスト
- (6) 工事写真
- (7) 「補助金交付要綱」第 11 条に規定している浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

（交付額の確定及び通知）

第 10 条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合において、当該報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査によりその報告に係る浄化槽の改築が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、助成金の交付額を確定し、様式第 9 号による浄化槽改築事業助成金交付額確定通知書（以下「確定通知書」という。）により速やかに助成対象者に通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第 11 条 前条の規定により確定通知書を受けた助成対象者は、様式第 10 号による浄化槽改築事業助成金交付請求書により市長に助成金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、助成金を交付するものとする。

（現場確認等）

第 12 条 市長は、改築事業が適正に行われていることを確認するため必要があると認めるときは、助成対象者に対し、助成金の交付に関し必要な事項について報告若しくは資料の提出を求め、工事現場を確認することができ、助成対象者はそれを受け入れるものとする。

（助成金交付の取消し等）

第 13 条 市長は、助成対象者が、この要綱の規定又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき、若しくは「補助金交付要綱」に基づく補助金交付の決定の全部または一部が取り消された場合は、助成金の交付の決定の全部または一部を取り消し、若しくは交付額を変更することができる。

附 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

浄化槽改築事業助成金交付申請書

年 月 日

神戸市長 あて

申請者 住所

氏名 印

電話 () ー

年度において浄化槽を改築したいので、武庫川上流流域下水道の建設に伴う周辺環境整備事業における浄化槽改築事業助成金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

1 設置場所	神戸市 区
2 交付申請額	金 円
4 住宅所有者	☐ 本人 ☐ 共有 (人) ☐ その他 ()
5 住宅等の用途	☐ 専用住宅 ☐ 併用住宅 (用途)
6 着工予定日	年 月 日
7 完成予定日	年 月 日
添付図書	要綱第 6 条に規定する図書

注) 該当する□には、✓印を記入して下さい。

浄化槽改築事業変更承認申請書

年 月 日

神戸市長

あて

助成対象者 住所

氏名 ㊟

電話 （ ） ー

年 月 日付け神建下計第 号により助成金の交付決定を受けた浄化槽改築事業について、申請内容を下記のとおり変更したいので、武庫川上流流域下水道の建設に伴う周辺環境整備事業における浄化槽改築事業助成金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により申請します。

記

1 変更事項等	☐申請書又は添付図書の内容の変更 <table><tr><td rowspan="2">変更内容</td><td>変更前</td><td></td></tr><tr><td>変更後</td><td></td></tr></table> ☐助成事業の中止 中止年月日 年 月 日	変更内容	変更前		変更後	
変更内容	変更前					
	変更後					
2 理由						
添付図書 要綱第 8 条に規定する図書						

注) 該当する□には、✓印を記入して下さい。

浄化槽改築事業実績報告書

年 月 日

神戸市長

あて

助成対象者 住所

氏名

㊟

電話 （ ） —

年 月 日付け神建下計第 号により助成金の交付決定を受けた浄化槽改築事業が完了しましたので、武庫川上流流域下水道の建設に伴う周辺環境整備事業における浄化槽改築事業助成金交付要綱第 9 条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 完了年月日	年 月 日			
2 浄化槽の種類	処 理	☐ 分離接触ばっ気方式	規 模	人槽
	方 式	☐ 嫌気濾床接触曝気方式	認 定 番 号	
		☐ その他（ ）		
	製 造		浄 化 槽	
	業 者 名		登 録 番 号	
工 事		浄 化 槽		
業 者 名	(登録番号)	設 備 士 名		
添付図書 要綱第 9 条に規定する図書				

注) 該当する□には、✓印を記入して下さい。

浄化槽適正工事証明書

年 月 日

神戸市長 あて

報告者
(浄化槽工事業者)

住所

氏名

登録番号

電話 () -

下記の浄化槽の改築事業について、適正に工事が完了したことを証します。

なお、万一工事の欠陥により、当該浄化槽が所定の性能を発揮することが困難と認めるときは、浄化槽工事業者の責任により改善することを誓約いたします。

記

1 助成対象者	住 所	神戸市 区		
	氏 名			
2 浄化槽の 設置場所	神戸市 区			
3 浄化槽の種類	処 理 方 式	☐ 分離接触ばっ気方式	規 模	人槽
		☐ 嫌気濾床接触曝気方式	認 定 番 号	
		☐ その他 ()		
	製造業者名		浄化槽登録番号	
4 担当した 浄化槽設備士	氏 名		免 状 交 付 番 号	
5 設置工事の 現場写真	(1) 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真			別添 1
	(2) 基礎工事の状況を示す写真			別添 2
	栗石地業完了後			
	基礎工事完了後			別添 3
	(3) 据付工事の状況を示す写真			別添 4
	(4) かさ上げの状況を示す写真			別添 5
6 現場確認事項	浄化槽設置チェックリスト（別添 6）のとおり			

注）該当する□には、✓印を記入して下さい。

浄化槽改築事業助成金交付請求書

年 月 日

神戸市長 あて

助成対象者 住所

氏名 ㊟

電話 （ ） —

年 月 日付け神建下計第 号により確定した浄化槽改築事業の助成金を，武庫川上流流域下水道の建設に伴う周辺環境整備事業における浄化槽改築事業助成金交付要綱第 11 条の規定により，下記のとおり請求します。

記

1 請求金額	金 円	
2 振込先	金 融 機 関 名	銀行 信用金庫 支店
	預 金 種 別	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ その他（ ）
	口 座 番 号	
	フ リ ガ ナ	
	氏 名	

注）該当する□には、✓印を記入して下さい。